

ヒュームによるロック同意論批判の検討¹

小城拓理

0]前書き

ロックは、『統治二論(*Two Treatises of Government*)』によって、一般には社会契約論者と目されている²。教科書的に言えば、社会契約論とは、社会の起源を個々人の同意に求め、統治を被治者のそれに基礎付ける政治理論である³。周知のように、17 世紀のイングランドにおいて、社会契約論は一定の隆盛を見た。その中でも特にロックは、名誉革命後のイングランドはもちろん、アメリカ独立革命やフランス革命にも影響を及ぼしたとして高く評価されてきた。

しかし、そういった現実政治への影響にも関わらず、ロックが多くの批判を受けてきたのもまた事実である。そして、そのロック批判の筆頭に挙げられるべきなのがヒュームであろう。彼こそ、契約論の前提であるところの自然状態や原始契約の存在への疑義を呈したり、暗黙の同意の概念を批判したりすること

¹ 本稿は、2006 年 9 月 9-10 日に南山大学において開催された第 17 回ヒューム研究学会での研究発表「ヒュームによるロック批判の検討——“Of the original contract”を中心に——」に加筆、修正を加えたものである。発表に際しては、出席者の方々から非常に有益なご教示を頂いたことを記して感謝申し上げます。

² 本稿における『統治二論』からの引用は、John Locke, *Two Treatises of Government*, ed., Peter Laslett, Cambridge University Press, 1970. から行い、第一部を I、第二部を II と略記し、その後に引用部分の節番号を示す。原文がイタリック体の場合は訳文に下線を引いた。なお、引用は全て拙訳によるが、訳出に際しては、ロック『全訳統治論』(伊藤宏之訳、柏書房、1997.)を参照した。

³ ロックは社会契約論者とされてはいるが、実際のところ、社会の設立に関して、契約(contract)という語はほとんど用いていない。代わりに彼が用いるのはもっぱら同意(consent)という語である。本稿の題目を契約論ではなく、同意論とした理由はここにある。なお、ロックは同意という語以外にも合意(agreement)や約束(promise)という語も用いているが、それぞれを厳密には定義することはしていない。ロック自身、同意と契約を同じものとして扱ったり(II 14)、約束と同意を区別無く用いたりする(II 186)。よって、本稿では、ロックにおける合意も約束も、同意と同じ意味と解することとする。

で、今日まで連綿と続く契約論批判の定型を作り出した人物である。結局、ヒュームを嚆矢とするこうした批判によって、社会契約論は、政治理論の表舞台からの退場を余儀なくされてしまったと言えるかもしれない⁴。

だが、そんな社会契約論も、ロールズの登場により、復権の狼煙を上げ、現在、多くの議論を呼び起こしている。現代倫理学において、社会契約論は再び脚光を浴びるようになったのである。しかし、ロールズ以降の現代的契約論と古典的契約論との間には決定的な違いがある。それは、現代の契約論者の多くが、古典的契約論者たちが用いてきた諸概念、すなわち自然状態や契約を仮説的なものとするところから出発している点である⁵。では、なぜ社会契約論にこのような修正が必要だったのであろうか。それは、自然状態を歴史的に実在する状態とし、契約を現実に行われるものとする古典的契約論ではヒュームの批判に抗しきれないと考えられたからである⁶。つまり、自然状態を原初状態という思考実験の一段階とし、契約を仮説的なものと見なすことでしかヒュームの批判を逃れる術が無かったというわけだ。

しかし、契約論を仮説的なものに作り変えることしか、ヒュームの批判に抗す術は無いのであろうか。また、ロックの主張にはもはや見るべきものが無いのであろうか。そこで、本稿は、ロックをあくまでも現実的契約論と解しつつ、そこからヒュームによる批判を整理した上で、改めてロックからの反論あるいは弁明を提起することを目的とする。ヒュームの批判と向かい合いことで、ロックの更なる理解を期したい。

⁴ 飯島は、社会契約論を駆逐した代表的なものとして、その筆頭にヒュームの政治思想を挙げ、それに続けて功利主義、ヘーゲルの歴史主義、そしてマルクス主義を列挙している。飯島昇蔵『社会契約』東京大学出版会、2001、p.8.

⁵ Waldron, “John Locke Social contract versus political anthropology”, in *The Social Contract from Hobbes to Rawls*, ed., Boucher and Kelly, Routledge, 1994, p.51.

⁶ 井上は、現代の契約論者が一様に契約を仮説的なものにする理由をここに求めている。井上達夫「社会契約説の理論的価値に関する一反省」『社会契約論』日本法哲学会、1983、p.93.

1) ヒュームの歴史的批判

まず、ヒュームによるロック批判を整理することから始めよう。本稿で主に取り上げるのはロック批判として名高いヒュームの「原始契約について(Of the original contract)」である。もちろん、ヒュームの批判はこれにとどまるものではないが、このエッセイは契約論批判を凝縮するものとして高い評価を与えられてきた⁷。よって、ここではこのエッセイを中心に、ロック批判の要点をまとめていきたい⁸。

ヒュームによるロック批判は二つに大別できるだろう。すなわち、歴史的観点からの批判と規範的観点からのそれである。まず前者から見ていこう。ヒュームが攻撃するのは、同意論の前提であるところの自然状態と原始契約の歴史の実在性である。ヒュームは、人間は最初から社会的な状態にいたと推測した上で、以下のように言う。

しかし、このこと(人間は最初から社会的な状態にいたという推測——引用者註)は、もし一派の哲学者たちが望むならば、彼らの推論をいわゆる自然状態にまで及ぼすことを妨げはしない。しかし、それは、自然状態は単なる哲学的フィクションであって、未だかつて実在しなかったし、また決して実在できなかったと彼らが認める限りである⁹。

⁷ 「有名な『原始契約について』は、あげてウィッグの原理としての原始契約説(同意理論)の批判に向けられている。この論説はロック流の社会契約説を現実主義の立場から退けたもので、政治理論の決定的な転換を画するものとして一般に高く評価されている」。田中秀夫『社会の学問の革新』ナカニシヤ出版、2002、p.137。

⁸ 厳密には、ヒュームはロックだけを念頭において同意論批判を展開しているわけではない。彼の念頭にはホッブズや他の同時代の同意論者たちの主張もあったであろう。しかし、このエッセイでは名指しこそされていないものの、同意論者の代表的人物としてロックの存在がほのめかされていたり、『統治二論』からの引用あるいは要約が散見されたりすることから、やはりヒュームの主要な論敵がロックであった事実は揺るがないと思われる。

⁹ Hume, *A Treatise of Human Nature*(以下 THN と略記。言及箇所を部、章、節、段落の順に数

ヒュームは、自然状態を全否定するわけではない。というのも、正義の成り立ちを説明するための思考実験の場としてのある程度の役割は認めるからである。ただ、それはあくまでもフィクションであって、歴史的に実在するものではない¹⁰。従って、ヒュームによると、自然状態の虚構性を認めないロック同意論はありえない前提に支えられているのである¹¹。

原始契約に関しても同様である。ヒュームはそれが実在しないことを強調してやまないが、ここでは一つ引いておくだけで十分であろう。

現存する、あるいは歴史上に記録のあるほとんど全ての統治が、もともと
と篡奪か征服、もしくは両方に基づくものであって、公正な同意を口実にしたり、人民の自発的服従によるものではなかった¹²。

ヒュームはその冷徹な事実認識でもって、自然状態と原始契約の歴史的虚構性を暴くのである。

字で示す), ed., D.F.Norton and M.J.Norton, Oxford University Press, 2000, 3.2.2.14.なお引用は拙訳によるが、訳出に際しては、ヒューム『人性論』(大槻春彦訳、岩波書店、1952.)を参照した。

¹⁰ 「ヒュームは、ホッブズやロックのいう『自然状態』は単なる虚構であって、いまだ実在しなかったし、決して実在できなかったことを指摘して、契約説をくり返し批判している」。泉谷周三郎『ヒューム』研究社出版、1996、p.159。

¹¹ ヒュームによるこのような自然状態の批判は現代にも受け継がれている。「なぜ社会契約論は、説得力に乏しいと考えられているのであろうか。それは、社会契約論が余りにも想定しがたい仮定に依拠しているように思われるからである。社会契約論は、政治的権威が存在する以前の自然状態を想像するように求めるのだ」。Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy* (2nd ed.), Oxford University Press, 2002, p.60。

¹² Hume, “Of the original contract”, in *Political Essays*(以下 *PE* と略記), ed., K.Haakonssen, Cambridge University Press, 1994, pp.189-190.なお引用は拙訳によるが、訳出に際しては、ヒューム『市民の国について』(小松茂夫訳、1952、岩波書店.)を参照した。

2]ヒュームの規範的批判

2-1]同意は必要か

次に、ヒュームによる規範的な批判を見ていこう。その矛先はロックの用いる同意概念に向けられたものである。それは三つに分けられるだろう。第一に、統治への服従義務を説明するのに、同意は余計なものだという批判である。ヒュームは忠誠(allegiance)と誠実(fidelity)の義務双方について以下のように述べる。

それゆえ、忠誠も誠実もまさに同一の基礎の上に立っており、両者とも人間社会の明白な利益と必要とを理由として人類に守られているように見えるときに、為政者に対する忠誠あるいは服従の義務を、誠実あるいは約束尊重の義務によって基礎付けたり、各人を統治に服従させるのは個々人の同意であると想定したりする必要があるだろうか。(中略)社会の一般的利益あるいは必要こそ両者を確立するのに十分なものである¹³。

ヒュームによると、統治への服従義務も約束履行の義務も共に社会的利益に基づくものである。両者の基礎は同じなのである。だとするならば、忠誠の義務を基礎付けるのにわざわざ同意概念に訴える必要はないのではないか。というのも、それは服従義務を導くのに余計な迂路であるからだ。そのような回り道を経ることなく、統治への服従義務は社会的利益から導けばよい。ヒュームはこのように主張し、同意の存在を抹消しようとする。

2-2]暗黙の同意は自由か

ヒュームによる第二と第三の批判は、共にロックの用いる暗黙の同意(tacit

¹³ PE, p.196.

consent)に対するものである。暗黙の同意とは、明示の同意(express consent)と対になっていることから、明文や宣誓によらないそれであると言えよう。すなわち、口頭や文書によらずに、沈黙によって同意していることを示すものと解釈できる¹⁴。このことは、ロック自身が、暗黙の同意と並んで「黙従(acquiesce)」という語を用いていることから読み取れる(Ⅱ 110、164-165、176、227)。

ロックは、暗黙の同意をなすのは、具体的には、既存の統治下に生まれ育った人間だとしている¹⁵。そもそも、彼らには同意を明示的になす機会が無い。そこでロックは、統治下で生まれ育った子供は、成人になるときに、暗黙のうちに同意をなすと考えた¹⁶。生まれ育った統治下に引き続き居住を望む者は、その居住の事実によって同意を示しているとする。実際、ロックは、家族社会からコモンウェルスに発展する例をたびたび引きながら、暗黙の同意によって子供たちが政治社会の成員となっていく様を描いている(Ⅱ 74-75、110)。逆に言えば、成年に達したときに、不同意を示さない限り、人間は社会に加入したことに同意しているというわけである¹⁷。こうして、ロックによると、統治下に生まれ育った者もまた、居住の事実によって暗黙のうちに同意して成員となり、統治への服従義務を負うことになるのである。

さて、ロックに対するヒュームの第二の批判は、暗黙の同意は自由な同意とは言えないというものである。

外国語やその生活様式を知らず、わずかな賃金でその日暮をしている

¹⁴ Bennett, "A Note on Locke's Theory of Tacit Consent", *Philosophical Review*, 1979, p.227., Simmons, *Moral Principles and Political Obligations*, Princeton University Press, 1979, pp.79-80.

¹⁵ 厳密には、外国人も暗黙の同意を行う者と考えられている(Ⅱ 122)。ただ、Simmons が指摘するように、同じ暗黙の同意でも、外国人と統治の下で生まれ育ったものとは、負うべき義務に差が生じるだろう。Simmons, *On the Edge of Anarchy*, Princeton University Press, 1993, p.87.

¹⁶ ロックは、人間は未成年のうちは、自由人ではないので、社会の成員ではないとしている(Ⅱ 118)。

¹⁷ Seliger, *The Liberal Politics of John Locke*, Allen and Unwin, 1968, p.268., Lloyd Thomas, *Locke on Government*, Routledge, 1995, p.39.

貧乏な農民や職人が出国する自由な選択肢を持っているなどとまじめに言えるだろうか。これは眠っている間に船に乘せられ、船から離脱すればたちまち海に落ち込み、死んでしまうのだから、船にいることそれ自体で、船長の支配に自由に同意したのだと主張するのと同じである¹⁸。

多くの人間にとって、居住という事実は所与の前提である。それは、そもそも当人の選択の範疇に無い。つまり、居住の事実から同意を導くような暗黙の同意は、複数の選択肢を前提にしていけないので、およそ自由な同意ではありえないというわけだ。

2-3]暗黙の同意の帰結

ヒュームによる第三の批判は、暗黙の同意を居住の事実から導出することの帰結に関わるものである。まず、ヒュームは、不当な篡奪者が、正当な君主とその一族を追放し、被治者を軍事的に支配するという仮定をした上で、暗黙の同意を批判すべく以下のように述べる。

心では彼の大逆を憎みながらも、ただ必要に迫られて彼の支配下で生きる人民は、暗黙のうちに彼の権威に同意し、彼に忠誠義務を約束したと主張できるだろうか¹⁹。

ここでヒュームは、もし居住の事実から同意を導くことが許されるなら、不当な篡奪者あるいは征服者の統治を、居住の事実によって容認しかねないのではないかとロックを批判する。この種の批判は、先に挙げたヒュームの引用にあ

¹⁸ *PE*, p.193.

¹⁹ *PE*, p.194.

る船の例からも読み取れるだろう。というのも、たとえ船長が抑圧的であったとしても、海に飛び込むよりはましだという止むを得ない理由で船にとどまる者は、そのことによって同意を与えていると見なされてしまうからである。また、ヒュームはソクラテスを引きながら、同意を重視するウィッグの原理から、絶対的君主を是とするトーリの帰結が導かれる可能性を指摘してもいる²⁰。恐らく、これはロックに対する揶揄と思われる。つまり、居住の事実から暗黙の同意を導出することからは、およそロック自身が受け容れられないような帰結が生じる危険があるとヒュームは批判するのである²¹。

3] ロックの歴史的反論

3-1] 人間関係としての自然状態

以上のようなヒュームの批判に対して、ロックの立場からはどのように応じることができるであろうか。まずヒュームによる歴史的批判、すなわち自然状態と原始契約は歴史的に実在するものではないという批判から考えていこう。ここではロックにおける自然状態と原始契約の概念を改めて読み直すことで反論を試みたい。

自然状態など存在しないというヒュームに対してロックはどう切り返せるか。まず、第一に、歴史書を渉猟し、過去に自然状態が実在した証拠を探し求めるという方法があるだろう。そして、第二に、自然状態の実在性を捨象し、これを思考実験のための仮説的なものとする方法もある²²。しかし、私はこの二つに

²⁰ PE, p.201.

²¹ 実は、ロック研究者の間でも、このような懸念は古今その洋を問わず少なくない。Gough, *Locke's Political Philosophy*, Oxford University Press, 1950, p.65., 愛敬浩二『近代立憲主義思想の原像』法律文化社、2003、p.229.

²² 現代の社会契約論者が自然状態をこのように捉え直すことは既に述べた。

尽くされない第三の可能性がロックに読み取れると考える。

結論から先に言えば、ロックの言う自然状態は実在する状態である。だが、注意しなければならないのは、自然状態は、はるか太古の昔にのみ存在するものではないという点である²³。ロックによる自然状態の定義に従えば、それは今日でも、そしてこれからも現出するものである²⁴。実は、ロック自身、自然状態は存在するのかという疑問はしばしば出されるとし、以下のように答えている。

人間はどこで自然状態というものにいいのか、あるいは今までいたことがあるのかという疑問が、強い疑問として、しばしば出される。これに対しては、さしあたり、世界中の独立した君主や統治の支配者は全て自然状態にあるのだから、世界では今までも、そしてこれからも、多数の人が自然状態にいないということはないと答えれば十分であろう(II 14)。

ロックは今で言うところの国際関係が自然状態だとする。彼は他の箇所でもこの主張を繰り返している(II 145、II 183)。しかし、自然状態にあるのは何も君主たちだけではない。例えば、アメリカの森林で交易するスイス人とネイティブ・アメリカンは互いに自然状態にあるとされている(II 14)。

以上の記述から見てくるロックの自然状態とは何であろうか。Simmons の表現を借りるならば、それは同じ統治を共有しない者同士の人間関係を表すものである²⁵。このことは、以下の箇所に端的に表されている。

権威を持った共通の裁判官がいないときは、全ての人は自然状態に置かれる(II 19)。

²³ 文中傍点は筆者の強調。以下同様。

²⁴ Seliger は、ロックが自然状態について語るときに現在形を用いていることに注意を促している。Seliger, p.83.

²⁵ Simmons, “Locke’s State of Nature”, *Political Theory*, August 1989, p.451.

だとすると、確かに国際関係は自然状態である。というのも、君主たちは互いに独立しており、共通の統治に服していないからである。また、先に挙げたスイス人とネイティヴ・アメリカンの間にも共通の統治は存在しないので、兩人は自然状態にあることになる。

では、自然状態とは、同じ統治をいだかない外国人との間の人間関係だけを意味するのであろうか。そうではない。ロックによると、人間は、誰しも一度は自然状態にいるということになる。なぜなら、人間は全て、他者との関係に関しては、自然状態に生まれ落ち、そしてそこから出発するからである。

正しい理性の法によっても、統治者たち自身の慣行によっても、子供は生まれつきいかなる国、あるいはいかなる統治の臣民でもないということとは明らかである。子供は分別のつく年齢に達するまでは、父親の保護を受けその権威に服している。そして、成人になると自由人となり、どんな統治のもとに身を置こうと、どんな政治体に結びつこうと自由なのである(II 118)。

もちろん、ロックは、人間が統治の下に生まれ育つ事実を否定しない。ロックが言いたいのは、たとえ統治の下で生まれ育つとしても、だからといってそれだけのことでその統治に服従義務を負うわけではないということである。人間は、親の庇護のもとで育ち、成人し、自由人となったときに初めて統治に服すか否かが問題となる。逆に言えば、それまではみな他者との関係で言えば自然状態にあるのだ。

自然状態とは、同じ統治に服していない人間同士の関係を意味する。それは過去にのみ実在したのではない。それは統治の設立以前の人類の状態ではないの

である。さらに、自然状態とは外国人との関係においてのみ見出されるものでもない。人間がみな一度は通過する状態なのである。よって、少なくともロックの言う意味での自然状態は実在する状態なのである。もし、ロックが自然状態を統治の成立以前の歴史的状態と考えていれば、確かにヒュームの批判は当たっている。しかし、ロックの言う自然状態とは、そのようなものではない側面を持つ以上、ヒュームの批判を免れているのではないだろうか。

3-2]歴史的事実と規範

では、原始契約に関してはどうか。これについてロックは、一方では歴史書を紐解き、原始契約というものが実在することを主張している(Ⅱ 103)。しかし、他方でロックは、全く違う論法を採用してもいる。

過去にあった事実を基にして、当然かくあるべきだということは、いくら上手であってもさして説得力のあるものではない(Ⅱ 103)。

ここから読み取れるのは、ロックは一方では原始契約が歴史的事実である例を引きつつも、実際には歴史的・事実の問題と規範のそれとを峻別するという論法の方に力点を置いているということである。つまり、ロックは歴史的事実と規範の領域を区別することで、原始契約に対する歴史的批判そのものが無効であると宣言するのだ。

だとするならば、ロックにおける原始契約とはどのようなものなのであろうか。実のところ、ロック自身は原始契約という語をほとんど用いていない。だが、その数少ない箇所の一つで、ロックは以下のように述べている。

こうして、他者と共に一つの統治の下で一つの政治体を作ることに同意

することで、全ての人間は、自らをその社会の各人の義務、すなわち多数者の決定に服従し、それに拘束されるという義務を負うことになる。もし、ある人が依然として自由で、自然状態にいるときと同じように何の拘束も受けないとするなら、他の人々と共に団結して一つの社会を作るというこの原始契約(*original compact*)は、無意味となり、契約ではなくなってしまうであろう(Ⅱ97)。

ここからは、ロックにおける原始契約は、統治の発生を説明するための歴史的な概念ではないということが見て取れよう。それは太古の昔に一度だけあった歴史的な出来事ではなく、生来自由で平等な人間が統治に服従するために規範的な意味で不可欠な同意のことなのである。つまり、原始契約とは、個々人が行う社会加入の同意を意味するのだ。よって、ヒュームの考える原始契約では、ロックの真意が汲み取れていない以上、ロック批判としては当たらないのではないだろうか。

さらに、歴史的観点からロックを論駁できるという発想自体に疑義を呈したい。先ほどの引用にもあったように、ロックによると、過去にあった事実をいくら提示したとしても、それは規範に関する議論とは関係無い。もし、過去にあったことが規範の根拠になるのなら、どんな恐ろしく邪悪なことも規範となってしまうだろう。ロックは歴史書や旅行記を駆使して、過去の事実から規範を導く議論の危険性を力説する(Ⅰ57-59)。ロックは歴史的事実と規範とを分けることで、歴史的批判を一蹴せんとする。

以上のことは、ロック自身による『統治二論』の位置付けからも推察される。ロックは、亡くなる前年に書き記したエッセイの中で、政治学(Politics)を二つに

分けている²⁶。すなわち、社会の起源と政治権力の源及びその範囲に関するものと、社会における人間を支配する具体的な技術に関するそれである。この中でロックは、前者の理解に資する著作として自らの『統治二論』を推奨している²⁷。そして、その一方で、後者の分野の著作として、もっぱら歴史書を薦めてもいる。

ここから分かるのは、ロックが自らの『統治二論』を歴史研究とは一線を画すものだと考えていたことである。もちろん、ロックは歴史研究を軽視しているわけではない。ただ、重要なのは、『統治二論』において論じられているのは、統治の歴史というよりも、政治権力のあるべき姿なのだとすることである。換言すれば、ロックが『統治二論』で目指しているのは、統治の来歴の歴史的説明ではなく、あくまでも統治の規範的な探究、すなわち統治はいかにあるべきか、政治権力の限界はどこにあるのかといった探求なのである²⁸。従って、ロックはヒュームのような歴史的観点からの批判を退けることができるだろう。

4] ロックの規範的反論

4-1] 同意の必要性

ロックの同意論は統治のあるべき姿を探求する規範的な政治理論である。では、ロックはヒュームの規範的観点からの批判に対してはどのような反論あるいは

²⁶ Locke, “Some Thoughts Concerning Reading and Study for a Gentleman”, in Locke, *Political Essays*, ed., M. Goldie, Cambridge University Press, 1997, p.351.

²⁷ Locke, *ibid.*, p.352. なお、『統治二論』はロックの生前に三版を数えたが、全て匿名で出版されているので、このエッセイにおいて建前上は彼が自薦しているわけではないことを付記しておく。

²⁸ このように契約論を歴史的理論として用いない点にロックの特徴を指摘する以下のような見解がある。「シドニーや他の全ての指導的なウィッグ理論家とは違って、ロックは自分の議論を古来の国制や事実としての原始契約に歴史的に訴えることに基づかせなかった」。Dickinson, *Liberty and Property*, Weidenfeld and Nicolson, 1977, p.65.

弁明が可能であろうか。先述のように、ヒュームの批判は三つあった。ここではまず、統治への服従義務を導出するのに同意は不要であるという批判を検討しよう。

確かにヒュームの言うように、統治は社会的利益のために存在する。恐らく、ロックとヒュームは統治の役割に関しては一致するであろう。両者が異なるのはここからである。ヒュームは、統治への服従義務は、それが役割を果たす限り導出できると考え、同意を余計なものとしていた。しかし、ロックはヒュームのような見解に異を唱えるであろう。なぜなら、ロックは、ヒュームのような社会的利益のみに拠る政治理論に難点を見出すからである。それは、ヒュームの理論では特定の統治への服従義務が説明できないという問題である。言い換えれば、社会的利益にかなうからというだけでは、特定の統治に対する服従義務が一義的に決定されないのである²⁹。このままでは、下川が指摘するように、社会的利益をもたらす統治が複数身近にある場合、人間はどの統治に服してもよいことになってしまうだろう³⁰。

ロックからすれば、このような特定の統治への服従義務が導出できない理論は不十分の謗りを免れない。政治理論が備えるべき性質について、ロックは以下のように書いている。

誰に服従すべきかを述べることなしに、臣従と服従について我々に説くことは無駄である。というのは、この世において統治者と支配が必要であることが十分に説かれたとしても、私に服従を要求する権利を持つ人

²⁹ Beran はヒュームを念頭に置いて以下のように述べる。「我々が国家という制度を持つのは、功利のためである。なぜなら、国家は文明的な生活のために必要だからである。しかし、一見したところ、国家の功利は、それ自体では、なぜ特定の国家が特定の諸個人に対して権威を有するのかを説明できない。それゆえ、功利の問題(国家は有益か)と忠誠の問題(特定の国家の成員はそれへの服従義務を負うか)双方が問われ、答えられなければならないのである」。Beran, “In Defense of the Consent Theory of Political Obligation and Authority”, *Ethics*, April 1977, p.265.

³⁰ 下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会、2000、p.223.

物が明らかになるまでは、私はなお依然として自由である。すなわち、もし支配権を持つ人を見分け、他の人々から区別する標識がないとすれば、支配権を持つ人は他人だけでなく、私であつてもよいからである。(中略)人間を臣民にするためには、この世に王権があるということだけでなく、この王権の権利が誰に属するのかを指名し、知る方法が必要である(I 81)。

政治理論の目的は統治一般の必要性の論証にとどまるのではない。個々人がどの特定の統治に従えばよいかまでを視野に納めるものでなければならないのだ。

では、なぜ特定の統治を示しえない理論が無意味なのか。それは、ロックによると、いつの時代も人類を悩ませてきたのは、権力が必要か否かという問題というよりも、誰が権力を持つのかという問題だからである(I 106)。つまり、いくら統治の必要性を論証しえたとしても、どの統治に服せばよいかを指し示す契機を含んでいない理論は問題の解決にはならないからである。それは、更なる混乱を引き起こすだけであろう(I 106)。これに対し、ロックの同意論はあるべき統治の姿を示した上で、同意を用いることで、どの統治に服すべきかを明確に提示するものである。その意味では、ロックが同意にこだわり続けたことは、否定されるべき短所などではなく、長所であると考えらるべきではないだろうか³¹。

4-2]ヒュームの問題点

もちろん、ヒューム自身も特定の統治への服従義務の導出の問題に気付いて

³¹ 「同意理論は、第一義的に権威設立（授權）の理論であるから、誰に——あるいは、どの政治的権威に——服従する義務があるのかをはっきりと示す。これに対して、これらの他の理論(自然権や社会的利益や自然的義務に訴える議論——引用者註)では、誰に服従する義務があるかを更に説明しなければならないのである」。下川、p.223.

いる。しかし、この問題に対するヒュームの以下のような解決策は、ロックからすれば、規範的理論として欠陥を孕んでいるように映るだろう。

どちらの君主に、あるいはどの形式の統治に従うべきかの決定は、しばしば不確実であいまいなものとなる。こういう場合は、現に王位を所有しているということが重大な権威を、しかも私有財産の場合以上に大きな権威を持つ。なぜなら、あらゆる革命と統治の変革に伴う無秩序は避けられねばならないからである³²。

ここで看過してはならないのは、特定の統治への服従義務を導くに当たって、ヒュームが現状追認的な対処をしてしまっている点である。つまり、ヒュームは、その由来を軽視し、デ・ファクトな統治を容認しかねないのである。このことは、ヒュームの挙げる特定の統治への服従義務を導出するルール、すなわち長期所持(long possession)、現在所持(present possession)、征服(conquest)、相続(succession)、実定法(positive laws)というリストからも窺える³³。まず、ヒュームが征服も考慮すべき点としてカウントしてしまっていることに注意しよう。また、これら五つのルールが対立し合う際、最終的に問題を解決するのは、議論ではなく、武力であるとヒュームが考えている点も見逃すわけにはいかない³⁴。以上のことを見る限り、ロックの目には、ヒュームの主張が現実に対する居直りの論理に映る可能性がある。

無論、ヒュームは征服を、諸手を挙げて歓迎しているわけではないだろう。ただ、統治の帰結、すなわち社会的利益を重視することで、ヒュームが統治の形成の規範的なプロセスを軽視する傾向にあるとは言えるのではないか。恐ら

³² *PE*, p.200.

³³ *THN*, 3.2.10.4-14.

³⁴ *THN*, 3.2.10.15.

くヒュームは、既存の統治が征服や篡奪によって誕生したとしても、長期間存続し、利益をもたらしているのであれば、余計な混乱と無秩序を避けるべく、それを受け容れることを勧めるであろう。ロックがあくまでも統治の規範的な意味でのプロセスを重視するのに対して、ヒュームは利益という統治の帰結を重視するのだ。これは統治の来歴を重んずる現実的で、穏健な議論ではある。しかし、こうすることで、愛敬が喝破するように、ヒュームの政治理論は統治のあるべき姿を探求する規範的な理論として失うものも少なくなかったのではないだろうか³⁵。

4-3]暗黙の同意

規範的観点からのヒュームの第二と第三の批判はともに暗黙の同意に対するものなので、ここでは両者をまとめて考察しよう。ヒュームの批判は、暗黙の同意が自由な同意ではないこと、そして居住の事実から同意を導くことは圧政を容認しかねないというものであった。この批判に対し、ここでは、ロックにおける同意論の内実の一端を示すことによって弁明を試みたい。

結論から先に言えば、ロックは確かに暗黙の同意を居住の事実から導いているが、居住の事実だけから導いているわけではない。つまり、ロックは居住の事実から無条件で同意を導出しているわけではないのである。言い換えれば、ロックは同意が成立するための一定の条件を課しているのだ。

ロックは同意に二つの条件を付けている。ここでは便宜上、形式的条件と実質的条件と名付けておこう。前者は、同意の与え方、あるいは求め方の条件のことである。ロックは、同意は自由に行われるものでなければならないとする。では、ロックの言う自由な同意とは何か。それは武力などで強制されてなされ

³⁵ 「ヒュームによって推し進められた政治学の『経験化』によって失われた側面があったことも看過しえない。それは、『政治権力の正統性』を問う視座である」。愛敬、pp.172-173.

たものではない同意のことである³⁶。

権利の無い暴力によって押し付けられた約束が同意とみなされるかどうか、そしてどれほどの拘束力があるかの考察が残っている。私は、これに対して、全く拘束力は無いと答えよう(II 186)。

暴力によって強いられた同意は不当である。よって、それを守る義務など生じない。拘束力のある同意が成立するには、そうした不当な暴力の無い状態がまず要請されるのである。それが保証できない状態ではおよそ自由な同意など望むべくも無い。

自然法は、自然の定める規則によってのみ私に義務を課すのだから、自然の規則を侵して私に義務を負わせることはできない(II 186)。

力によって同意を強いることは、当人の自由を侵しているという点で、自然法に反している。そのような状況下で拘束力のある妥当な同意が成立することはありえないのである。

次に、ロックの同意の実質的条件を見てみよう。この条件は、被治者の居住の事実から暗黙の同意を導くために、その統治が備えておかねばならない条件のことである。統治が満たさねばならないその条件とは、端的に言えば自然法のことである。そもそも、ロックによると統治とは、自然法のより一層の効果的な遵守のため設立される。従って、自然法を遵守していない統治など統治の名に値しない。このことは、ロックが専制君主や絶対君主に言及するところから

³⁶ そもそも、ロックにおける自由な同意とは、強制によらない同意しか意味しない。従って、それは当人の選択肢の多寡には関係が無い。この意味では、ロックの同意は Dunn の指摘にもあるように、受動的なものと言えるだろう。Dunn, “Consent in the Political Theory of John Locke”, *Historical Journal*, X, 2, 1967, p.34.

読み取れる。まず、ロックは、専制権力(Despotical Power)を、他人の生命を勝手に奪うような絶対的恣意的権力(Absolute, Arbitrary Power)とする(Ⅱ 172)。そして、ロックはこの絶対的な権力を行使しようとする者を絶対君主と呼ぶ。このような権力は、およそ本来の目的であるプロパティを保護するものでないので自然法に反している。よって、ロックは絶対君主とその被治者との関係について以下のように述べる。

絶対君主は、立法権も執行権も全てを自分一人で掌握していると考えられるので、そこでは、公平かつ中立に権威をもって決定したり、君主やその命令による危害や不便を救済し抑止する裁判官を見つけることができないし、またそういう訴えをする方法がない。だからそういう人は、ツァーや大君主など、どんな名称で呼ばれるにせよ、彼の支配下にある人々全てとも、また人類の全てとも自然状態にいるということになる(Ⅱ 91)。

ここで重要なのは、たとえ統治が存在していたとしても、その統治の内実によつては、統治と認められないことがあるとされている点である。上の例で言えば、絶対君主もれっきとした統治を組織しているにもかかわらず、その支配下にある人々とは自然状態にあることになる。Simmons が鋭く指摘しているように、どんなに高度に組織化された統治であったとしても、その性質ゆえに、統治下の人々が自然状態にあることはありうるのだ³⁷。

絶対君主も一応統治の態をなしているにもかかわらず、なぜそこは自然状態とされるのか。それは、絶対君主が自然法に反した統治だからである。そもそも、統治とは自然法を実現するために設立されるのであった。そんな統治が自然法

³⁷ Simmons, 1989, p.451.

に反して、権力を恣意的に行使するようなら、それはもはや統治と呼ぶに値しない。だからこそ、たとえ絶対君主による統治が存在していたとしても、その下にいる人々は自然状態にいることになるのだ。従って、たとえそのような統治下に居住していたとしても、人間がそれに暗黙の同意を与えることにはならないのである。

こうして、ロックはそのような自然法に反した統治下に居住する被治者に服従義務は無いと考える。このことは以下の部分に示されている。

ギリシャの国の古い所有者の子孫であるキリスト教徒が、長い間彼らを苦しめてきたトルコ人の圧政を、力さえあればいつでも払いのけようとしているのは、正当なことであるのを誰も疑い得ないであろう(Ⅱ192)。

かつて、トルコはギリシャを不当に征服した。それ以来、何世代にも渡って、ギリシャ人たちはトルコ人の圧政の下での生活を余儀なくされてきた。この引用からは、圧政の下に居住し続けたとしても、ギリシャ人たちの暗黙の同意が成立していないことが見て取れよう。トルコ人の圧政は、自然法に反しており、ギリシャ人を侵害し続けている。よって、ギリシャ人は、たとえ居住し続けたとしても、トルコ人の政府に服従義務を負っていないのである。それどころか、ギリシャ人には、この不当なトルコ人の統治を打破することが許されている。この例は、ロックが単なる居住の事実だけから同意を推定していないことを物語っていよう³⁸。

では、以上の条件を暗黙の同意に当てはめてみるとどうなるだろうか。例えば、統治者が被治者を脅迫したり、無理やり領土内にとどめ置いたりすれば、

³⁸ ロックは、同意の形式的条件と実質的条件とを確保するための制度設計まで行っている。具体的には、ロックは立法部の設置が自由な同意のための条件と考えている節がある(Ⅱ192)。これは言わば、同意の制度的条件と呼べるかもしれない。

そこに同意は成立しない。また、統治が自然法に反するようなものであれば、被治者は同意を与えているとは見なされない。よって、いずれの場合でも、たとえ居住していたとしても被治者が服従義務を負うことはないのである。

確かに、ロックは居住の事実から同意を導出している。しかし、居住の事実だけから同意を導いているわけではない。ロックにおける同意には不当な強制力を排除する形式的条件と自然法を遵守する統治の実質的条件という二つの条件が課せられている。しかし、先にも引用した船の比喻を見る限り、ヒュームはこのようなロックの主張を掴みきれていないように思われる³⁹。

5] 結語

本稿では、ヒュームによる批判に対し、ロック同意論の意図と内実を明らかにすることによって、反論あるいは弁明を試みた。最後に、これまでの議論を簡単にまとめておきたい。ヒュームによるロック批判は歴史的批判と規範的批判に分けられる。前者に対しては、まず、ロックにおける自然状態と原始契約の概念の読み直しを通じて、ヒュームの誤解を正した。また、ロックは歴史的事実と規範とを峻別するため、ヒュームのように歴史的観点からロックを批判することが有効でないことを明らかにした。

次に、ヒュームの規範的観点からの批判を検討した。まず、同意概念が不要であるという批判に対しては、社会的利益に訴えるだけでは、特定の統治への服従義務を導出することができず、かえって混乱を招く危険があることを示した。また、特定の統治への服従義務の導き方からは、ヒュームの主張が規範的

³⁹ さらに言えば、そもそも、ロックにおける同意とは執政者に直接与えられるものではない。にもかかわらず、船の例はまるで被治者が執政者に直接同意するかのような印象を産み出している。ヒュームはロックにおける同意の構造を簡略化し過ぎているように思われる。

理論として問題があることも併せて指摘しておいた。そして最後に、ロックの暗黙の同意は不当な強制力の排除という形式的条件と統治は自然法を遵守しなければならないという実質的条件という二つの条件が課せられている以上、ヒュームの批判は行き過ぎと思われる。

もちろん、ヒュームによるロック批判はこれに尽きるものではないだろうし、また本稿での反論及び弁明も十分なものではあるまい。何より、更なる批判がヒュームの立場から可能であろう。しかし、少なくとも、ヒュームによってロック同意論が完膚なきまでに粉碎されたわけではないことは示しえたと思われる。

(了)

参考文献

一次文献

Locke, John. *Two Treatises of Government*, ed., Peter Laslett, Cambridge University Press, 1970.

(『全訳統治論』伊藤宏之訳、柏書房、1997.)

———. *Political Essays*, ed., Mark Goldie, Cambridge University Press, 1997.

Hume, David. *A Treatise of Human Nature*, ed., David F. Norton and Mary J. Norton, Oxford University Press, 2000.

———. *Political Essays*, ed., Knud Haakonssen, Cambridge University Press, 1994.

二次文献

Bennett, John G. “A Note on Locke’s Theory of Tacit Consent”, *Philosophical Review*, 1979.

Beran, Harry. “In Defense of the Consent Theory of Political Obligation and Authority”, *Ethics*, April 1977.

Dickinson, H.T. *Liberty and Property*, Weidenfeld and Nicolson, 1977.

(ディキンソン『自由と所有』田中秀夫監訳、中澤信彦他訳、ナカニシヤ出版、2006.)

Dunn, John. “Consent in the Political Theory of John Locke”, *Historical Journal*, 1967.

Gough, John W. *John Locke’s Political Philosophy*, Oxford University Press, 1950.

(ガフ『ジョン・ロックの政治哲学』宮下輝雄訳、人間の科学社、1976.)

Kymlicka, Will. *Contemporary Political Philosophy*(2nd ed.), Oxford University Press, 2002.

(キムリッカ『新版現代政治理論』千葉眞・岡崎晴輝他訳、日本経済評論社、2005.)

Lloyd Thomas, D.A. *Locke on Government*, Routledge, 1995.

Seliger, Martin. *The Liberal Politics of John Locke*, George Allen & Unwin, 1968.

Simmons, A. John. *Moral Principles and Political Obligations*, Princeton University Press,

1979.

———. “Locke’s State of Nature”, *Political Theory*, August 1989.

———. *On the Edge of Anarchy*, Princeton University Press, 1993.

Waldron, Jeremy. “John Locke Social contract versus political anthropology”, in *The Social Contract from Hobbes to Rawls*, ed., Boucher and Kelly, Routledge, 1994.

(バウチャー、ケリー『社会契約論の系譜』飯島昇蔵他訳、ナカニシヤ出版、1997.)

愛敬浩二『近代立憲主義思想の原像』法律文化社、2003.

泉谷周三郎『ヒューム』研究社出版、1996.

井上達夫「社会契約説の理論的価値に関する一反省」『社会契約論』、日本法哲学会、1983.

飯島昇蔵『社会契約』東京大学出版会、2001.

下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会、2000.

田中秀夫『社会の学問の革新』ナカニシヤ出版、2002.

(こじょう たくみち 博士後期課程一回生)